セットバック部分の固定資産税の取扱い

所有している土地の一部に、次の条件を満たすセットバック部分がある場合、 所有者の申告により、セットバック部分に対する固定資産税が非課税となりま す。

- (1)使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること。 なお、セットバックした部分に花を植えたりプランターを置く等、不特 定多数の人の利用が妨げられる場合は対象となりません。
- (2) 起点・終点が公道に接続していること。またはそれに準ずるもの。(行き 止まりの私道であっても、2戸以上の家屋が建ち並んでおり、不特定多数 の方の通行の用に供されている場合は対象となります。)
- (3) セットバック部分が分筆されていることが望ましいが、分筆されていないものについては、求積図などによってセットバック部分が特定されており、かつ、現地にセットバックラインが杭等で明示されていること。

【申告書の提出期限及び非課税の認定】

毎年12月末日までに固定資産税非課税申告書の提出があり、上記条件が満たされていると認定された場合には、翌年度から固定資産税が非課税扱いとなります。

なお、申告書には、関係図面のほか建築確認申請の確認済証の写等必要書類 を添付してください。

【問合せ先】

大木町役場税務町民課課税係

Tel 0944-32-1013(代表) 内線 154